隠岐の島町に空家をお持ちの皆様へ

空家関連対応補助金フロー図

✓空家をどうしたいですか？

貸したい　**売りたい**　**事業所にしたい**　**解体したい**

危険空家除却事業

危険な状態にある空家除去費用を助成します。

補助率 4/5
最大 **150**万円

※町が判断した危険空家のみ
※お問合せは下記建設課まで

✓空家の状態はいかがですか？

即入居・活用できる　**修繕・増改築が必要**

地域商業等支援事業費補助金

町内で起業等をご検討の方を助成します。

補助率 1/2
最大 **100**万円

※家賃は最大月額 8 万円 ×12 ヵ月
※お問い合わせは下記商工観光課まで

空家等再生推進事業補助金

地域の維持・再生に十年以上供する事業所の改修費を助成します。

補助率 2/3
最大 **500**万円

※昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物は耐震診断必須。別途補助金有
※お問い合わせは下記地域振興課まで

空家・空地バンク制度

・「空家バンク制度」は、空家・空地の権利を有する方からの申請受付後、町が連携する不動産業者等の仲介により、貸出または売買が可能となった物件について、町ホームページ等を通じて情報発信を行う制度です。

空家クリーニング事業補助金

空家のクリーニング・残置物処分に要する経費を助成します。

補助率 1/2
最大 **20** 万円

※空家・空地バンクへの登録が必要
※お問い合わせは下記地域振興課まで

空家改修事業補助金

賃貸物件として貸し出される空家の改修費用を助成します。

補助率 1/2
最大 **250**万円

※空家・空地バンクへの登録が必要
※耐震工事を行わない場合は最大 150 万円
※お問い合わせは下記地域振興課まで

【お問い合わせ】

隠岐の島町役場	建設課	TEL:08512-2-8564	※空家についての相続・危険空家除却事業
隠岐の島町役場	商工観光課	TEL:08512-2-8575	※地域商業等支援事業補助金
隠岐の島町役場	地域振興課	TEL:08512-2-8570	※空家改修・クリーニング、空家等再生推進事業補助金、空家・空地バンク制度